

て、私は改めて感じさせられました。まずは、その第1段階である説明責任を果たせる政治家になろうと、心がけたいと思います。

これで私の質問は終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（作元 義文君） これで、2番、脇本啓喜君の質問は終わりました。

○議長（作元 義文君） 暫時休憩します。再開は2時から行います。

午後1時50分休憩

午後2時00分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

次に、11番、小宮教義君。

○議員（11番 小宮 教義君） 市民の声を生かす、市民の市政をモットーに頑張っております。11番議員の小宮教義でございます。昼からの非常に眠たい時間じゃございますが、私の持ち時間はたったの50分でございますので、耳だけでも傾けていただきますようお願いをいたします。

この6月の定例議会から新しく副市長になられました高屋さんが、フレッシュデビューをされるわけでございます。高屋さんは長崎大学の御出身で、そして長崎県のエリート行政マンだとお聞きをしております。そして、特に水産関係には非常にお詳しいという話を聞いております。この対馬、この漁業は大変な衰退の一途をたどっております。対馬の西海岸の問題、この3マイル問題など、たくさんの課題を抱えております。高屋副市長は長崎県における太いパイプを生かしていただきまして、すばらしい対策を講じていただきますようお願いを申し上げます。

今、国会は大変なようでございます。社会保障と税の一体改革の関連法案で、与野党がしのぎを削っております。そして、3党による修正協議、これもきょう限りではございますが、3党における合意は非常に難しいというふうな状況でございます。

野田総理は政治生命をかけると言っております。政治生命をかける、やはり命をかけるわけですから乾坤一擲、腹をかき切って死ぬ覚悟で挑んでいただきたいと思います。

国会も国会ですが、私どものこの対馬市議会も大変な状態ではなかろうかと思えます。さきの4月の24日に臨時議会がございました。当然これは市長が当選されて初めての議会でございますから、市長の今後の4年間の所信表明もなされました。そして、その所信表明が終わった後すぐに、その選挙公約の肉づけとなる補正第1号が提案をされました。しかし、1人の賛成も得ることができず、全会一致で否決をされたわけでございます。私も10年以上議員をさせていただいておりますが、このようなことは初めてでございます。びっくりしたわけでございます。

またさらにびっくりしたのは、この後すぐに市長のほうから全員協議会の申し出がございました。これは当然、否決をされた補正予算の原因となった対馬ビジネスセンターの事業の審議でございます。協議でございます。

本来ですと全会一致で否決されたわけですから、何らかの方法を講じなければいけないと思います。本来であれば、事業の縮小とかそういったものの提案をされるのが常識でございますが、これ何としたことか、説明不足であったと。何と言いましょうか、議会軽視もここまでできてしまったのかなという感がいたします。この4年の初めの当初からこういういたらくではできない。もう市長としての資格がないんじゃないかなと思います、いかがでありましょうか。

では、さきに通告しておりました2項目について、市政一般質問をさせていただきます。

まず第1点は、市政の取り組みについて。これは2点ございます。

まず第1点は、市長が行政報告に申し上げておられました任期付職員、5月1日付の採用でございます。私が理解するには、市の条例、一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び同施行規則に違反してるんじゃないかなと思いますが、いかがでありましょうか。

それと2点目は、現在副市長は1人でございます。この対馬の財政の厳しい中、1人ということとは非常にすばらしい判断だったと私も思います。この1人体制を今後とも保持していくのか、いかないのかという点についてもお尋ねをいたします。

それと、2項目目でございますが、2項目目は市長の公約の実行について、これは水や木材を輸出して雇用を生み出すという話でございます。全体的な計画は無理としても、基本的な考え方、それに基づく可能性があるのか、ないのか、どこまで可能性があるのかという基本的なことをお尋ねをいたします。

以上、2項目でございます。市長の答弁を求めます。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 小宮議員の質問にお答えさせていただきます。

1点目の任期付職員を5月1日に採用したところでありますが、この採用が条例違反ではないかという御指摘が今ありました。私は基本的に条例違反ではないというふうな考え方でおります。

次にありましたのが、副市長の1人体制といたしますか、これについて今後もこの体制を保持していくのかどうか、そのほうがいいというのが小宮議員の発言でございました。

5月1日から副市長を1人体制で公務を行っていますが、実際のところ、土曜日でも日曜日もない勤務実態となっております。私はともかくとしまして、自分自身は市長就任時から対馬市のトップセールスとして、島外への出張も精力的に行ってきております。また、行政を迅速果敢に、さらには戦略的に進めるためにも、また本市の180を超える行政区を抱えておるわけですが、さらに集落が点在して広大な面積、時間を有するこの本市の環境下において、副市長1人

体制は特に健康面から考えますと、限界ではなかろうかと心配をしているところでもあります。

このような状況でありますけれども、私が選挙で掲げてきたさまざまな事業の推進、特に地域循環システムによる地域づくりは、市民への約束事項でもあります。約束不履行としないためにも、これらの政策を積極的に推し進めていく必要があります。

さらに、今年度からは市民基本条例施行で役所の業務も新たな視点を導入し、日々の業務に立ち向かわなければいけない時代的要請もあります。市民の幸福実現のため、縦割り行政の打破を目指した部署内の連携に加え、市民や議会への情報発信、そして国の交付金の考え方というものが、さま変わりしつつあることに連動するかのよう、事業の構築、方向性、事業実施に向けての取り組みなど、時代を先取りするための機動性が求められているというふうに感じています。

確かに議員がおっしゃられるように、1人のほうが財政的にも楽になるのかもしれませんが、しかし、対馬が自立する地域づくりには、果敢に今攻める必要性を私自身は感じているところでもあります。

このような現状ですので、新たな副市長1人は最低でも必要というふうに感じておりますが、今後の業務のボリューム等の推移を注視し、時期の到来を考えているところでもあります。

次が水とか木材とかを輸出して雇用を生み出すというふうな公約、これらの基本的な考え方と可能性についてお聞きになったようであります。

水につきましても木材につきましても、私どもの対馬から海路でつながっております韓国、中国、これらの国は木材事情、水事情というのが、現在そして将来にわたって逼迫する状況というのは、もう既に出てきておるといふふうに私は理解しております。

そういう中、私どものこの水も木材も将来的には売りになるものだと考えて、この国際ビジネスというものを表に出ささせていただいておるところであります。今までの九州もしくは東京、この国内だけで物事を組み立てていくということでは、やはり経済のパイが縮小をしておる日本を考えますと、やはり海外に目を向けなければいけないという思いで、そこに着目したところでもあります。

今後、実現の可能性ということも言われましたが、出口ベースの話でいけば、十分に可能性は高いというふうに考えております。あとは私ども、この対馬の中でそれをどのように組み立てていくかということにかかっていると思っております。当然、水、木材に関しましては、一昨日から森林づくり条例の基本計画策定委員会が立ち上がって、公募委員の4名の方を含めて話し合いが始まりました。この基本計画において、密接な水とつながりがある森のつくり込み方というもの、市民の方とつくり込んでいきたいと思っております。ひいてはその資源が、私どもの対馬に新たな雇用、そして定住というものを生み出す一助になればという思いで、このことを掲げさせていただいたところでもあります。

○議長（作元 義文君） 11番、小宮教義君。

○議員（11番 小宮 教義君） この第1点の任期付職員の件からいきますけれども、市長の答弁でございますと、基本的には条例には違反していないんだということですね。わかりました。じゃ、ちょっと何点かお聞きしますけれども、この任期付職員、何が目的で入れるのか採用するのかということが一つです。それと、この採用というのは、条例でもいろいろと規定をしておりますが、この条例の2条の1項によるものなのか、2項によるものなのか、どちらのほうになるんでしょうか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 2条の2項の1項なのか2項なのかとおっしゃられましたかね。1項については、専門的な知識経験を有する職員の育成に相当な期間を要するため、当該専門的な知識、経験が必要とされる業務に従事させることが適当と認められる職員。2項につきましては、急速な進歩する技術に係るもので、知識経験というもののスピードに連動していくために、専門的な知識経験が必要とされる業務に、当該者が有する専門的な知識経験を有効に活用することができる。どちらにも該当するんじゃないかと私は思っておりますけれども。

○議長（作元 義文君） 11番、小宮教義君。

○議員（11番 小宮 教義君） これは二つの、1項、2項それぞれ違うんですけれども、1項については高度な経験そして知識を有する、これに当たろうかと思えます。俗に言う特定がつく分でございます。特定任期付職員というふうな採用になるわけでございます。

これになると、この1項になると、高度なんです。2項は高度はなくて、ただ単なる知識とかそういうことになっているわけです。高度な専門的知識、認識がこの1条には要るわけです。それで、この1条に、済いません、2条1項のこれに該当すれば、当然職務も制限されてくるわけです。どのように制限をされるかと言うと、これはこの9条のほうに、職務の何をしなさいよというふうな文言がございます。9条のこれは表になっておるんですけれども、お手元にあらうかと思えますが、これは今度、任期付職員が来られましたんで、新しく項目が追加されております。以前は政策補佐官だけだったんですが、今回は政策マネージャーと、何かえらい名前なんですけれども、これが追加をされております。そして、これが5月の1日付で施行をされております。

そして、市長の行政報告の中でもございますように、いろいろな分野の専門的な分野を指定をしております。というのは、この職というのがありまして職務がございます。職務というのは、市長の特命を受け関係職員を指示監督して、極めて重要な特定の業務を掌握すると。極めて重要なものについて指定をするわけです。市長がするわけです。その内容が、この行政報告にもございますように、今回は五つございます。まず第1点が、地域経済戦略構想だと、すばらしいですね。そして2番目が、市民協働による地域づくり、そして3番目が地域資源を生かした起業化、

4番目が観光戦略の政策、アドバイス、そして職員の地域力・企画力スキルアップと、こういうすごい特命が、今回の任期付職員には課せられておられます。

それで、この中に以前は政策補佐官がございましたが、政策補佐官は企業誘致も担当しておりましたが、今回は企業誘致はその中に入っていないのでしょうか。企業誘致はもうおあきらめになったのでしょうか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 企業誘致につきましては、現在のこの経済状況下において大変困難な部分がございます。そういう意味において、この政策マネージャーにおきましては、その担務というのは外しております。そして、企業誘致は観光物産推進本部のほうに業務を移しかえまして、そちらのほうで担当をしてもらうということに変更をしているところであります。

○議長（作元 義文君） 11番、小宮教義君。

○議員（11番 小宮 教義君） ということは、今回の職員は先ほど行政報告にもございますが、この5点について、この報告にもありますように、市長特命事項の業務を担っていただくということによろしいんですね、解釈は。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 現時点においては、そういう業務を担ってもらうというつもりでおります。

○議長（作元 義文君） 11番、小宮教義君。

○議員（11番 小宮 教義君） なぜこの採用をしなければいけないかというのは、この2条にもありますように、一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合なんです。非常に限られた範囲での職員ということになるんですよ、いいですか。

そうですね、人間というのは能力はたくさん持たないんですよ。昔のレオナルドダヴィンチですか、あの人でも高度な技術というのは四つしかなかったんですが、今回の方は何か五つもあるということは、すばらしい人だと思うんですけども。

お尋ねしますが、以前はこれで言う2条1項の特定の職員ですね、これは以前はこの議場におられましたけれども、今回は議場におられません。おられないけれども、向こうの政策監と申しますか、政策監がおられますけれども、政策監はこの役所の中では全体的なカバーをするということで、いつか市長が申しておられましたけれども、このような5項目にわたる特命を受けた人が議場にいないということはどういうことなんですか。それよりも政策監のほうが、位としては上なんですか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 位が上とか、そういう意味ではありません。私、今回政策マネージャー

を採用して、どういうふうに働いていただくかというときに、ある意味、ラインの中に入れ込むか、スタッフで使い込むかという考えに至りました。ラインの中に入って、仮に理事者と同じ部長というふうな立場でラインの中に入れ込んでいったら、動きがすごく今の先ほど申しました縦割りとかいろんな問題が、私どもの組織、旧来型の役所の組織がございます。そういう意味において、横断的にスタッフ職という考え方を持っております。そこにすべての事柄、すべての部署に絡んでくる問題がありますので、そこにずっとかかわっていくために、縦のラインの中には入れないほうが最も機動的に動けるのではないかという思いでおりますので、スタッフとして業務をいっぱいこなしていただくために、今、日夜動いていただいておりますので、政策監と連携を密にしながら物事をやっておりますので、こちらにはあえて出席はさせておらんとところであります。

○議長（作元 義文君） 11番、小宮教義君。

○議員（11番 小宮 教義君） さっき申しました特命事項は5項目にわたってるんです。これをすべて見ると、ほぼ行政の全部なんです。そして、先ほど言われるけれども、本人のためにも毎日毎日議会をやってるわけじゃないわけですから、年に4回しかないわけですから、さらにどういう考えがあるのか、そういうことをこの議場で学ぶこともまた必要じゃないんですか。それが言われるように、全体的なつながりをまた大きくしていくんじゃないですか。

そういった意味では、前補佐官のように議場に置くべきだと思いますけど、どうなんですか、もう一回。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 先ほど申しましたように、ライン職という考え方をしておりませんので、現時点においてはそういう考えに至っていないのが現実であります。

○議長（作元 義文君） 11番、小宮教義君。

○議員（11番 小宮 教義君） ライン職じゃないというても、特命でやとるんですよ。五つの項目を実行するために短期的に活用する人材なんですよ。そういう人材が、やはり皆さんの話を聞かんということは、かえってマイナスになりますよ、市政に。そう思いませんか、私の考えはおかしいんですかね、もう一回。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） それをつないでいくのが、私の仕事だと思います。

○議長（作元 義文君） 11番、小宮教義君。

○議員（11番 小宮 教義君） じゃ、この任期付職員を雇用すると、どれだけのお金がかかるのかということを私なりに計算してみました。結構かかるんですね。この特定の任期付職員は1号から4号ございますが、仮に4号をとったとしても、年間ですけど、年間給料が768万

2,805円、共済費が15万3,000円、それとこれを月にすると平均にすると約65万円になります、共済費も入れてです。そして4年間勤め上げると、退職金が205万6,000円、4年間で3,339万円の大きい出費になるわけです。これだけのお金を使わなきゃいけないんです。もったいないと思いませんか。政策監もおられるんですが。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） もったいないのではないかというお考えでございますが、今、この時期に攻めなくてはいけない案件が、私はこの対馬にはいっぱいあると思っております。この課題を職員みんなで動き出すためにも、1人の人材を入れ込んで動き出させたいという思いで採用をさせていただいた次第です。

○議長（作元 義文君） 11番、小宮教義君。

○議員（11番 小宮 教義君） だれでもこの条例で入れることはできないんです。やはり条例があって規則もございますから、この規則の2条にはこううたってあるんです。これは任期を定めた採用の公正の確保というのが、この2条でうたってあるんです。この2条には、従事させようとする業務に必要とされる専門的な知識、経験または優れた識見の有無をその者の資格、経験、実務の経験等に基づき、経歴評定を公正にしなければというふうにあるんですが、一体どのような公正な評価を検証されたんでしょうか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 客観的にいろんな人の意見を聞きながら、そこについて選考ををさせていただくということも、当然その中にはあると思っております。そういう意味において、多くの人のその方に対する見方、そして今後の期待できるかどうかも含め、それを勘案して採用させていただいた次第です。

○議長（作元 義文君） 11番、小宮教義君。

○議員（11番 小宮 教義君） この条例には、職員は選考によるというふうな規定があるんですが、どのような選考方法でされたんですか。当然このような職員を入れるんですから、会議を開くなり皆さんの意見を集約するなりされたと思うんですが、どのような選考をされたのか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今のこの時期にこのようなスタッフ職の人間がいるのではないかというふうな会議をまず開き、そしてそういう中でこういう人もいるということになり、皆さんで話し合っただけで選んだところでありまして。

○議長（作元 義文君） 11番、小宮教義君。

○議員（11番 小宮 教義君） 皆さんで会議を開き、検討して決めたんですか。そういう選考でしたんですか。それは間違いございませんよね。間違いはないですね、日付もぴしゃっと頭の中

に入っていますか。わかりました。それは大事なことです。

それと、この公平を確保するために、この条例の中には高度な能力が要るんですが、これであってある高度な資格、経歴、実務の経験はどのように評定されたんですか。やっぱり資料を見ながらやったんでしょう。どういう資格があって何歳なのか、経歴はどうなのか、実務の経験はどのようなところでなっているのか、それはどうなんですか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 実務経験と言いますと、今現在、採用前と言いますか、3月末と言いますか、その時点においては民間会社の経営をなさってありましたし、その傍ら九州全体のまちづくりのコンサルタントとして九州・沖縄管内をしょっちゅう動いて、その地域づくりに参画をずっとされてきた経歴をお持ちの方であります。また、対馬市においては過去からまちづくりに参画をしていただき、恐らく四、五百回はこの対馬に足を運んできた経歴をお持ちで、対馬に対する外からの目というものも十分に持ち合わせ、対馬がどうあるべきかというふうなことも常に組み立ててきた方であります。

○議長（作元 義文君） 11番、小宮教義君。

○議員（11番 小宮 教義君） 十分な実務経験があるというお話ですよ。仕事ですからね。それで、私もこの人の会社の謄本をとって見たんですが、仕事というのは仕事の目的ということで、会社には定款というのがございます。これとこれとこれは仕事ができるんだという範囲です。この採用された方の会社の登記簿謄本なんです。ここには仕事の目的がいっぱい書いてあります。19もあるんですが、よろしいですか。ちょっと読み上げますけど、第1項目は弾性波電気探査及びボウリング、そして2番目が土木・建築・環境にかかわる計画、そして3番目が地下水採集工事及びこれに附帯する工事、4番目が土木一式、建築工事、とび、土工いいですか、そして5番目が都市計画、宅地造成、そして6番目が土木建築工事に伴う損害賠償調査、7番目が測量全般、8番目が土木建築運搬機械の販売、9番目が産業廃棄物の収集、10番目が産業廃棄物の一般物の再生処理業、水質大気の調査、労働者派遣業、そして特許使用新案の取得、そして土木工事及び地質調査等の機械、機材の販売、そして15番目が不動産の売買、16番目が駐車場関係の管理、そして17番目が飲食店、レストラン等の経営コンサルと、初めてここにコンサルが出てくるんですけども、そして18番目が飲食店、レストランの市場調査、そして19番目がその上記における附属のかかる一切の業務と、こういう商売ですから、これに書いてること以外は商法に触れるわけです。これだけの定款にはうたってあります。

それと、先ほどの特命事項の5項目、これを重ね合わせたときに、どこが実務の経験として重なるんですか、これが。ほとんど重ならないじゃないですか。どうなんですか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今おっしゃられた19項目ですか、それと重ならないんじゃないかというお話ですが、今の項目はあくまでも定款にうたっている業務の詳細なあれではなく、表現だと思うんです。そういう中でまちづくりに関してもずっと参画をこれはされておられますし、今の19項目は私自身、その会社がそんなやっていると到底思ってませんでしたけれども、さまざまなことに計画づくりに参画をされていたという話は、私は聞いております。

○議長（作元 義文君） 11番、小宮教義君。

○議員（11番 小宮 教義君） この定款というのは、1字間違ってもなかなか事業ができないときがあるんです。そこで目的をうたっているわけですから、例えばさっきの五つのあれがありましたけれども、例えば観光戦略の政策アドバイスとか、こういうようなところに高度な技術が高度な知識が専門的な知識が、今のこの採用された職員でできるんですか。高度なですよ。どうなんですか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 既に現時点において、彼が緊急、対馬の観光の方向性というものに動き出しをしておりますが、そういう中でさまざまな人脈を通じて、その情報収集をし、そして次の方向性というのも、みんなで職員と一緒にやってつくり出す種をずっとまいてくれていると思っております。

○議長（作元 義文君） 11番、小宮教義君。

○議員（11番 小宮 教義君） 今回採用されたこの人は、島外の対馬市の指名業者だったんですよ。そしてことしの4月の15日に辞職されています、その会社を。そういう業者なんですよ、わかってましたか。辞職された日は。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 4月中に辞職をされているということは、後で聞きました。

○議長（作元 義文君） 11番、小宮教義君。

○議員（11番 小宮 教義君） この業者が21年から23年度まで対馬の仕事をしてます、指名業者として。そして、市から受けた案件が7件、受注金額は2,372万1,750円、3年間でこれだけの受注をしとるんですよ。わかってました、この金額は、市長は。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 金額はともかく、対馬の業務というものに精通を以前からされている方ですので、計画づくりに参画されているということは知っておりました。

○議長（作元 義文君） 11番、小宮教義君。

○議員（11番 小宮 教義君） 時間がないので。今回の採用は、この指名入札業者と仲よくなって退職したんだと。退職の再就職先で、この対馬市に来たんじゃないですか。そうじゃ

ないですか、実際の話が。これは完全なる条例違反ですよ。もう一回。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） こちらとしましては、三顧の礼を尽くして来ていただいたと思っておりますし、条例違反という考えは私の中には全くありません。

○議長（作元 義文君） 11番、小宮教義君。

○議員（11番 小宮 教義君） これについては、また再度条例を精査していただきたいと思えます。

次に、ちょっと飛びますけど水の問題。

この水は内山トンネルということでお聞きしておりますが、市長はその現地に行かれたことございますか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 当然足は運びましたし、だれよりも職員よりも早く、私は足を運んだつもりです。

○議長（作元 義文君） 11番、小宮教義君。

○議員（11番 小宮 教義君） 私も内山の水というから、どっかわきよると思っただんですが、そうじゃないんですね、実際は。このトンネル、約702メートルございますが、それを工事をするとき、地面から1メートルぐらいのところこのくらいのパイプがあるんです。そこを工事をするとき流れる水、これを掃き出しながら工事をするんです。これが写真なんです、カメラいいですか。これは内山から見たトンネルです。そして、この赤いところが排水が流れるところなんです。これを伝わって、トンネルの中の排水が来とる。この水を使うということなんです。トンネルの中の排水を。

そして、どこかという左側のこのところに流れ込んでるわけです。そしてこの中がこのような状態になってるんです。これが30センチのパイプ、わずかこの3分の1ぐらいのところを水が流れてきとるでしょう。この水を使うと言うんです。

私は湧水というか、山からわきよるんかなと思うてましたが、この水使うんです。そして、トンネルというのはこういうふうな断面になっとるんです。これが丸ですが、この中央排水管、これが300パイなんです。30センチ、これに水が集まるんです。なぜ集まるかという、山のほうから流れてきた水が、トンネルにぶち当たって回ってくるんです。そしてここで集まった水がこの水なんです。今度使うという280トン、1日出るといふ。いいですか、この1メートル下はこのパイプがあるんです。上は車がどんどん通りよるんです、車が。そして両側には側溝がある。側溝が壊れたりしたら水が入ってくるんです。そして、道路も使うとひびが入る。ひびが入ると下にしみてくる。このパイプに入るんです、その使おうとする水に。

こういう状態で水ビジネスはできないと思いますけど、どうやってPRしますか。トンネルの中のいい水ですよ、車はどんどん走ってから排ガスは満々しとりますというようなPRでもするんですか。できないと思いますけど、どうなんですか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今、小宮議員が説明していただいたとおり、シールド工法で掘ったトンネルの側壁に外側を伝わって集水した水でございます。それについては1日、現時点では280トンというふうな測定をこちらはしておりますけれども、きちんと調べた水質検査等にも出しております。全く害はないと、現時点においてということ聞いております。

○議長（作元 義文君） 11番、小宮教義君。

○議員（11番 小宮 教義君） 私も水にはちょっと詳しいから水質調査の書類をいただきました。確かに水道法によるものは問題ないと思います。ただ、ミネラル分が非常に少ない、硬度といますけど、これは24ぐらいで非常に少ないです。それよりも私が心配するのは、道路というのは1メートル下にパイプがあるわけですから、道路はいつもひびが入ります。トンネルの中も工事してますから。そうすると、ひびが入るとれば、この汚い水が中に入ってくるんです。それを売るというわけですから、こうなるわけですから、わき水ならいざ知らず、トンネルの中の水を私もあれは飲めませんよ、あそこに行ってからトンネルから流れてきたと思ったら、コップでもちょっと飲めんと思いますけどね。

そういう水を商売にする。これよりも、こういうことはやめていただきたいと思うが、それよりもこの対馬市は水が非常に少のうございます。私が調べると、さっきの水でも砥石淵関係は1日3,000ぐらい出ます。これは280だから1割も満たない量なんですけど非常に少ない、この内山の水もです。

それよりも、こういうトンネルから出たような水を売るよりも、今まで湧水が何回も続いております。今までこの対馬市が湧水で対策をとったのは6件ございます。そして特に新しいのは平成22年度、これは2カ月間ぐらい給水制限をしております。23年の1月31日から23年の3月22日まで給水制限をしとるんです。かえって今回の600万は、本当に困る、同じ水なら本当に困るこの給水対策の基本計画をしたほうが、トンネルの中の水よりもこっちのほうが大事じゃないですか。去年こういう状態が起きとるんだから、600万円はそっちのほうに使うべきだとおもいますが、いかがでございましょうか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 制限給水等を今まで数回あった、そちらにというお話でございます。そちらの制限給水の分につきましては、現在、水道局が中心となって簡水の統合というものを推し進めていきながら、そういう制限給水等が起らないような対策に突き進んでおります。

○議長（作元 義文君） 11番、小宮教義君。

○議員（11番 小宮 教義君） 1点だけ残りましたが、今回の600万の水の調査、これはだれが見ても現地を見ていただければわかります。だれが見ても商品になることはない、そして量もあれだけの量では商売になりません。私も調べてみました。計算もしてみました。だから、これは中止をするようお願いをして終わります。

○議長（作元 義文君） これで、小宮教義君の質問は終わりました。

---

○議長（作元 義文君） 以上で、予定の市政一般質問は終わりました。

本日はこれで散会とします。お疲れさまでした。

午後2時50分散会

---